

報告第1号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和5年5月2日に発生した事故に関する和解について、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

足立区長 近藤弥生

## 事故に関する和解について

足立区（以下「甲」という。）及び相手方（以下「乙」という。）は、以下の事故（以下「本件事故」という。）に関し、下記により和解する。

### 記

#### 1 相手方

西新井栄町在住者

#### 2 本件事故の内容

(1) 発生日時 令和5年5月2日

(2) 場所 足立区西新井栄町1丁目17番付近

(3) 発生状況

乙が、(2)の場所を自転車で通過しようとした際、甲の職員の運転する自転車が(2)の場所を進行し、乙の自転車の前輪が甲の自転車の後輪に接触した。乙は、自転車ごと転倒し左下腿打撲等の受傷をした。

#### 3 和解の内容

(1) 甲は、乙に対し、本件事故の解決金として33,600円の支払義務があることを認める。

(2) 甲は、(1)の解決金について、乙に対し、乙が別に提出する口座振替依頼書により指定された所定の口座に振り込む方法で支払う。なお、振込手数料は、甲の負担とする。

(3) 甲及び乙は、甲及び乙の間には、本件事故に関し、本合意の内容のほかに何ら債権債務がないことを相互に確認し、甲及び乙は相手方に対して、今後名目を問わず、本件事故に基づく損害として何らの請求をしない。